お客様とトマック･Jタックスを結ぶ
コミュニケーションマガジン

COM

2014 WINTER

http://www.jec.gr.jp

TOMAC
J'TAX

消費税8％時代到来！
相続税が大きく変わります

2014年「日本経済の行方」はどうなるのか

アベノミクス相場で株価が大きく上昇し、消費者や企業のマインドも上向いた 2013 年でした。アベノミクスの 3 本の矢の第 1 の矢「大胆な金融緩和」により市場に十分な資金が投入されました。その結果、民間金融機関が日銀に開設している当座預金の残高と市場に流れている資金の合計であるマネタリーベースでみると、4 月には 155 兆円であったものが、11 月には 191 兆円に膨れ上がっています。36 兆円という大量の資金が市場に投入されました。しかし中身を見てみると、その大部分は金融機関の当座預金に眠っており、実際に市場に流れている資金量はなんら変わっていないというのが実態であります。まだまだ市場は投資に向かっている現況ではありません。

一方、アベノミクスの第 2 の矢「機動的な財政支出」による大幅な公共投資により建設業界は大きく潤い、加えて消費税の駆け込み需要も重なり仕事が追い付かない状況であります。しかし公共投資もいつまでも続けられるわけではありません。国の借金が 1,200 兆円になろうとしています。

我が国の人口は確実に今後も減少し続け、社会福祉の負担が過度に増大し続けてゆくことも明白であります。

円安は輸出産業を元気づけましたが、一方石油はじめ多くの資材の高騰をも生み出しました。また給与アップは一部の大手企業において実施されましたが、経常的な消費拡大につながるところまではいっていません。4 月以降の消費税増税による消費の冷え込みもあり、まだまだアベノミクスは道半ばであります。

しかし、中小企業経営者に昨年暮れに行った今後の景況感のアンケートを見ると、今後は良くなっていくだろうと出ております。長い間抑圧されていた先行き不安から２０年ぶりに明るさを感じているのは事実でしょう。

アベノミクス第 3 の矢「民間投資を喚起する成長戦略」は、政府の後押しをチャンスとし、私たち民間企業が自ら活力を取り戻すことであります。今後の期待感を本物にするのは私たち自身である自覚がいま大切でしょう。

「国が私たちに何をしてくれるか」ではなく、「私たちが国に対し何ができるか」を考えるべき重要な年となります。

代表取締役社長 鷲山浩一

消費税8%時代到来！ 価格表示は大丈夫？

平成26年4月1日より､消費税率が8%に上げられます。それに伴い商品の価格表示も変更する必要が出てきます。4月1日にいきなり全ての価格表示を付け替えるのは困難ですので、表示方法にも特例措置が施行されています。

原則総額表示義務のところ、税抜価格表示も認められます（特例）

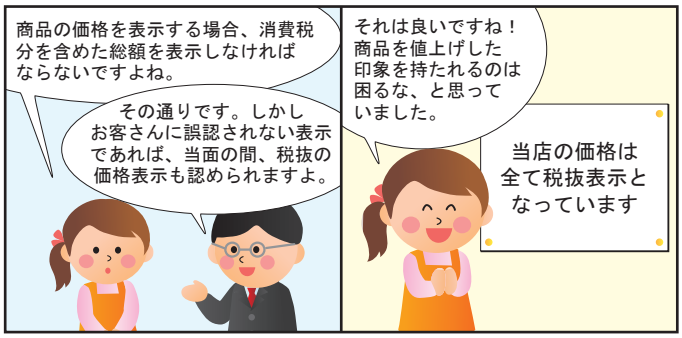

特例を適用すれば…

平成 25 年 10 月 1 日からの価格表示 **5,500 円（税抜）** → 消費税引上げ後の価格表示 **5,500 円（税抜）**

4 月 1 日に値札を変更しなくても対応できる！

店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する例

（店内での表示の例）個々の値札等においては「○○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜表示となっています」といった掲示を行う。

旧税率に基づく価格表示のポイント

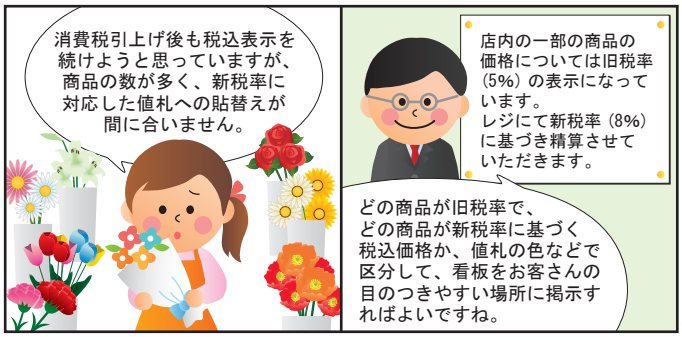

今後、平成 27 年の 10 月 1 日に消費税率が 10%に上がることを踏まえると、価格を税抜表示し、店内に税抜表示であることを明記しておくことが、対応として手間が少なく、お客様の値上がり印象が少ないと考えられます。

一定のものについては経過措置として改正前の消費税率が適用されます

平成 26 年 4 月 1 日以降も消費税が 5%のものもあり、一時的に混在した状態になります。注意するポイントは、

- ✔ 契約締結が平成 25 年 9 月 30 日までなのか、それ以降なのか
- ✔ 商品やサービスの引き渡し日が 3 月までなのか、4 月以降なのか
- ✔ 旅客運賃など経過措置の対象となるものの場合、その対価の支払いは 3 月までなのか、4 月以降なのか

の 3 点です。

消費税率引上げ時に改正前の税率が適用される主な取引

①請負工事等	工事の請負契約、製造の請負契約、これらに類する契約（例：測量、地質調査、設計、ソフトウェア開発）など
②通信販売等	新聞、テレビ、インターネット、チラシ、カタログを通じて不特定かつ多数の物を対象に行われる通信販売など
③資産の貸付	テナントビルに係る賃貸借契約など
④旅客運賃等	電車の回数券や定期券、映画や遊園地などの入場料金など
⑤電気料金等	電気、ガス、水道料金、電話料金などで、検針により、料金が確定するものなど

「指定日」「施工日」とは…

消費税率が引上げられる日を「施工日」､「施工日」の約半年前を「指定日」といいます。例えば、工事の請負等に係る契約の場合、「指定日」より前に契約を締結していれば、「施工日」以後に完成引渡しを行っても、旧税率が適用されます。

経過措置等による消費税率

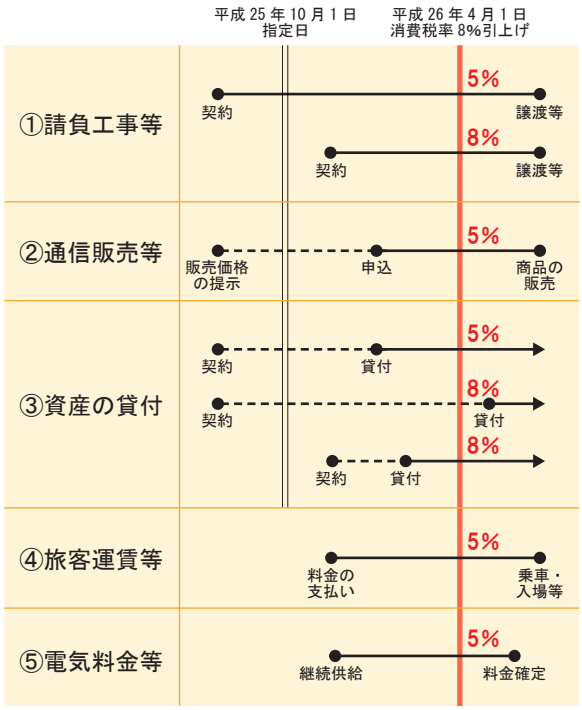

（監査部　久保勇）

相続税が大きく変わります

平成 27 年から相続税改正が行われ、相続税の「基礎控除」が引き下げられることとなりました。この改正により、約 5,000 万円前後の財産を所有している人も相続税が発生する可能性があります。すなわち、これまでは相続税とは無縁と考えていた人も相続税の対象となることが考えられるのです。今回は相続税対策として生前贈与と小規模宅地等の特例をご紹介いたします。

改正で相続税が増税（二次相続まで考慮）

相続人は妻と子 2 人で法定相続分により相続した事例

相続税の課税価格（基礎控除前）	相続税の合計額		増加額（改正後－現行）
	現行	改正後	
1 億円	100 万円	395 万円	＋ 295 万円
3 億円	3,500 万円	4,700 万円	＋ 1,200 万円
5 億円	9,850 万円	1 億 1,475 万円	＋ 1,625 万円
10 億円	3 億 450 万円	3 億 3,020 万円	＋ 2,570 万円

夫から妻・子への相続を一次相続、
夫からの財産を相続した妻から子への相続を二次相続といいます。

毎年贈与で節税できます（生前贈与）

財産 2 億円の人が子 3 人に毎年 110 万円または 300 万円を贈与した場合

一人当たりの贈与額	10 年後の相続税額	10 年間の贈与税額の合計	税額計	節税額
0 円	2,460 万円	0 円	2,460 万円	
110 万円	1,780 万円	0 円	1,780 万円	680 万円
300 万円	780 万円	570 万円	1,350 万円	1,110 万円

※平成 27 年 1 月 1 日以降相続の場合

土地は大幅な減税対象となります

小規模宅地等の特例とは、相続税の計算上、相続人の生活基盤となる自宅や事業用に敷地の評価を減額することにより重い相続税がかからないように配慮した制度です。今回の相続税対策で適用面積が拡大され、相続税の軽減を図ることが可能となりました。ただし、適用を受ける際の基準が厳格なため対策が必要なケースもあります。ぜひ一度担当者にご確認ください。

相続する土地	相続する人	相続税の評価	適用面積	
			現行	2015 年～
自宅の土地（特定居住用宅地）	●配偶者 ●同居、または生計を共にしていた親族 ●持ち家がない親族	80％減	240 ㎡	330 ㎡
個人商店や会社、工場などの土地（特定［同族会社］事業用宅地）	●親族	80％減	併用で最大 400 ㎡ 400 ㎡	併用で最大 730 ㎡ 400 ㎡
アパートや駐車場の土地（貸付事業用宅地）	●親族	50％減	200 ㎡	200 ㎡

（監査部　中居）

提携先のご紹介

株式会社日本Ｍ＆Ａセンター

中小企業の事業承継支援として、Ｍ＆Ａを全国展開。
1991 年に設立、以来「企業の存続と発展に貢献する」ことを理念とし、譲渡企業、譲受け企業のみならず、その関係者全てにメリットとなるような友好的Ｍ＆Ａ支援に取り組んでいる。2007 年には東京証券取引所第一部に上場、これまでに 2,000 件のＭ＆Ａを成約し、国内随一の実績を誇る。

Ｍ＆Ａとは、企業の合併・買収のことです。事業拡大、展開の手法としてのイメージが強くありますが、弊社が取り組むＭ＆Ａは、事業承継の一つの手段としての友好的Ｍ＆Ａです。

Ｍ＆Ａのメリット

≪譲渡企業≫

- 後継者問題の解決
- 従業員の雇用継続
- 経営の長期安定化
- 個人保証からの解放

≪譲受企業≫

- 新規事業参入への時間短縮
- 事業エリアの拡大
- 技術者など人材の確保
- 取引先・販路の拡大

日本Ｍ＆Ａセンター三宅社長表敬訪問

企業を譲渡された経営者様から中小企業Ｍ＆Ａの体験談が聞けるセミナーを全国で開催予定。
京都 2 月 20 日（木）、東京 3 月 4 日（火）、大阪 2 月 26 日（水）、名古屋 3 月 11 日（火）、他、横浜、福岡、神戸、水戸でも開催予定です。

（ＦＰ事業部　近藤）

ホームページのリニューアル

株式会社トマックのホームページをより快適にご利用いただけるよう、リニューアルしました。
変更した内容は主に各ページの分類と見た目で、情報を探しやすいように修正を行いました。また、リニューアル以降は新しい情報を追加する頻度を上げています。
ホームページのアクセスやリピーターを増やすには、定期的な更新がひとつのポイントです。ホームページの情報が古いままになっていませんか？ 定期的に新しい情報を追加する仕組みを整えることをお勧めします。

（ＩＴ事業部　堀江）

スーパーものづくり補助金！？

平成 25 年春公募された「ものづくり補助金」が平成 26 年春に「ものづくり・商業・サービス革新補助金」として拡充された内容で検討されています。政府は平成 25 年 12 月 3 日、1,400 億円の補正予算を決めました。

平成24年度「ものづくり補助金」実績

1次公募（1次締切）	申請：　1,836件	採択：　742件(40.4%)	うち、富山県の採択：27件
1次公募（2次締切）	申請：10,209件	採択：4,162件(40.7%)	うち、富山県の採択：85件
2次公募	申請：11,926件	採択：5,612件(47.0%)	うち、富山県の採択：85件

実現には国会で平成 25 年度補正予算が可決される必要があります。ものづくり補助金の対象を商業・サービス業にも拡大し、中小企業・小規模事業者の試作品開発、新ビジネスモデル開発、生産プロセスの改善、生産性向上、老朽化設備の新陳代謝を含めた事業革新を支援します。

現行・ものづくり補助金

上限　：　1,000万円(補助率3分の2)
対象　：　試作品開発、設備投資
業種　：　製造業

平成26年春・ものづくり・商業・サービス革新補助金！？

上限　：　1,000万円(補助率3分の2)＜特定分野は1,500万円＞
対象　：　試作品開発、設備投資、新ビジネスモデル開発
業種　：　製造業、商業、サービス業

中小企業の技術開発を後押しするこの補助金、まだ確定はしていませんが、今後の試作品開発、設備投資を予定している企業様においては今のうちから検討を始めてください。

（ＦＰ事業部　近藤）

ＴＯＰＩＣＳ

トピックス

消費税増税直前対策セミナー開催！

日時：平成 26 年 2 月 5 日（水）14:00 ～ 16:00
会場：高岡商工ビル 403・405 号室
講師：鷲山浩一税理士
申込先：高岡商工会議所　ＴＥＬ0766-23-5000

※「ＣＯＭ」の表紙を飾る写真、募集中！
詳しくは 弊社スタッフまで声をおかけください。

株式会社トマック
税理士法人 Jタックス
TOYAMA
富山県富山市湊入船町3-30
KNB入船別館5F 〒930-0805
TEL.076-443-6501　FAX.076-443-6502
TAKAOKA
富山県高岡市野村1357-2 〒933-0014
TEL.0766-25-4533　FAX.0766-23-1766